

高度外国人材の受入れ・就労状況

平成29年12月13日

法務省・厚生労働省・経済産業省

(1) 在留資格別外国人材の受入れ状況

在留資格制度について

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動をあらかじめ類型化し、どのような活動であれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものである。

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度外国人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

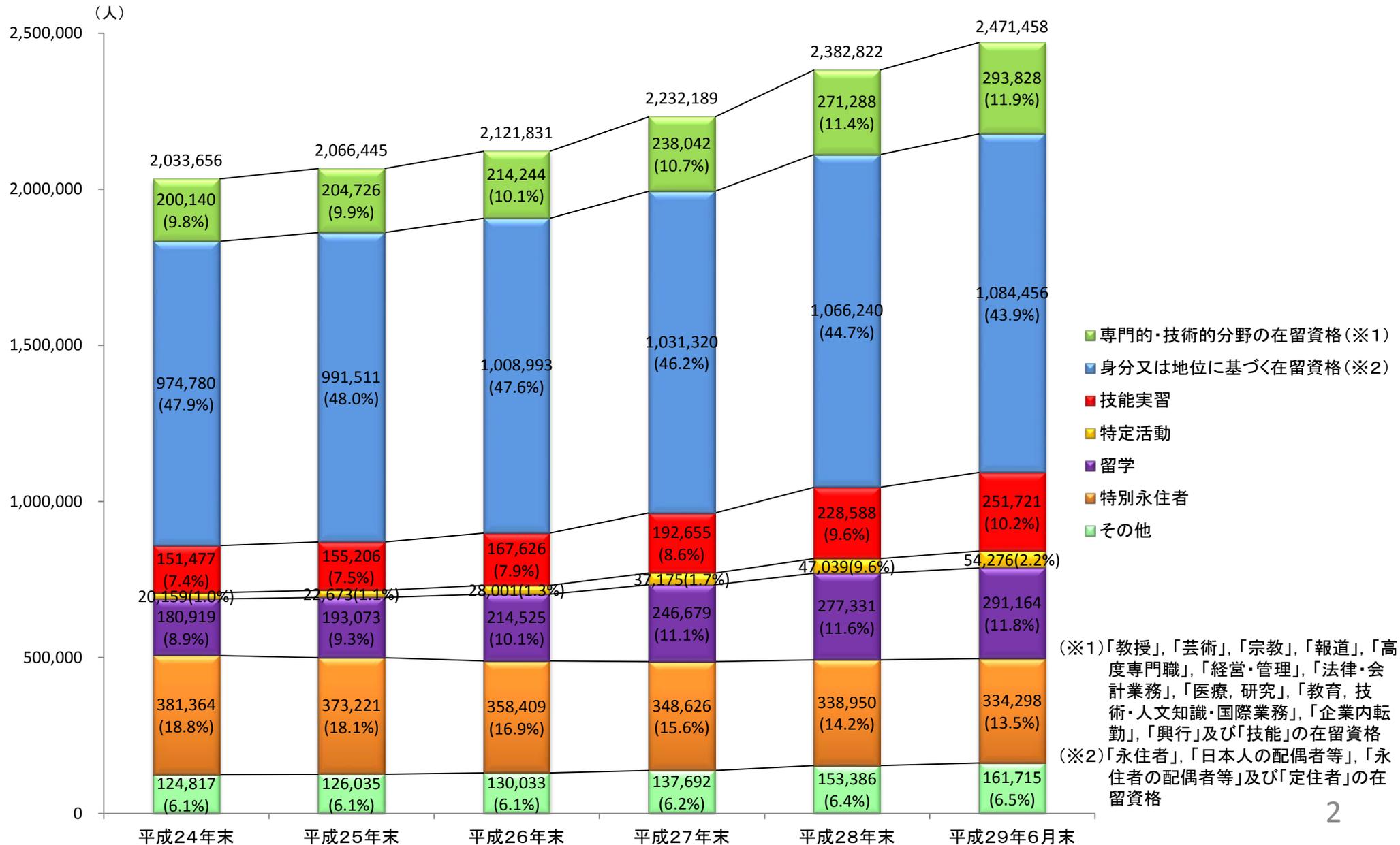
在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語教育機関等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

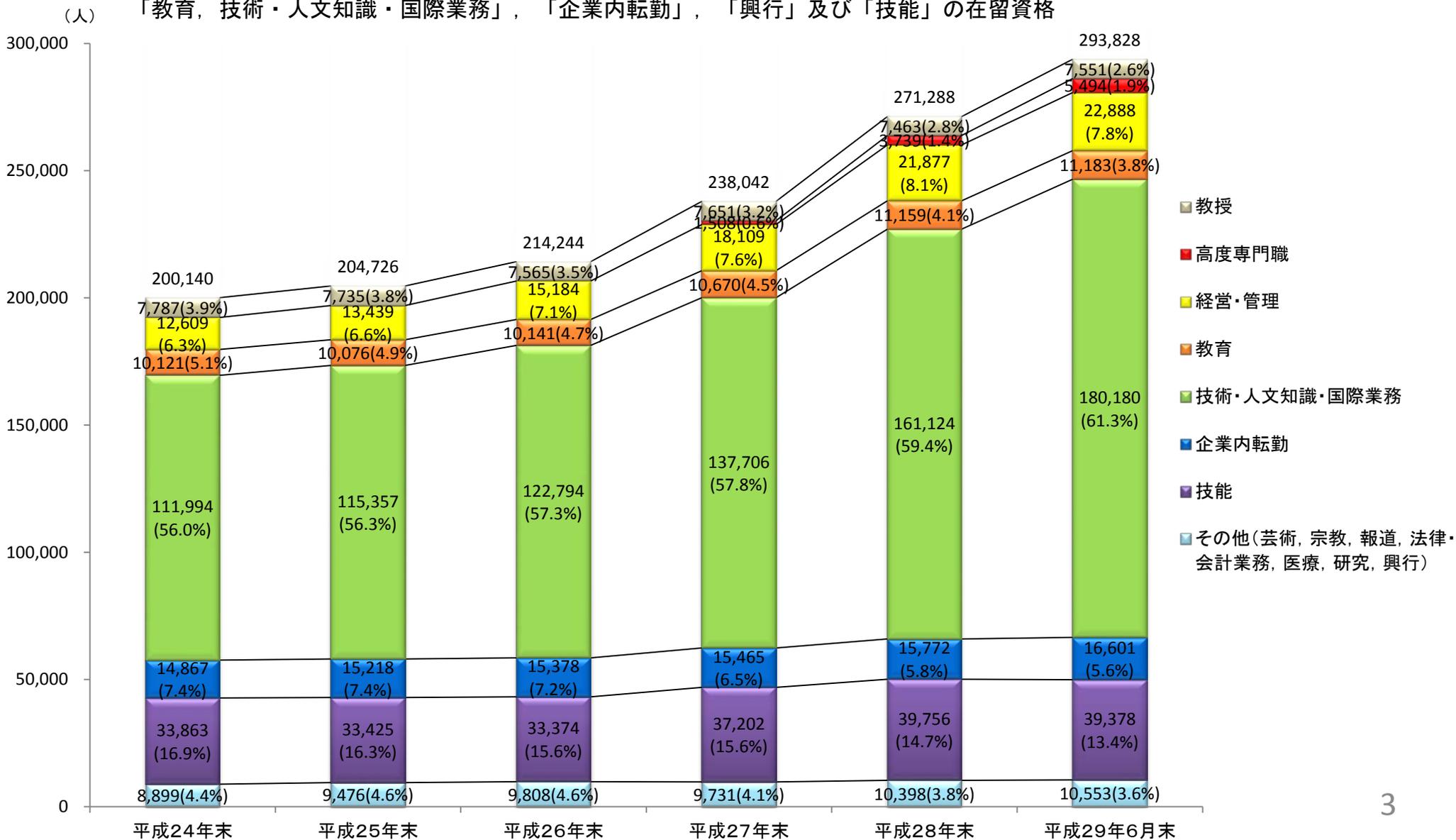
※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が¹認められる。

在留資格別の在留外国人数の推移



専門的・技術的分野の在留資格で在留する外国人の推移

「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療、研究」、「教育、技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」及び「技能」の在留資格



高度外国人材の受入れ

- ▶ 平成24年5月、経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入（在留資格「特定活動」）
- ▶ 平成26年の入管法改正により、平成27年4月から高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設

高度人材ポイント制の対象

- (3つの分類)
- ▶ 高度学術研究活動
 - ▶ 高度専門・技術活動
 - ▶ 高度経営・管理活動

それぞれの特性に応じて、学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、一定点数（70点）に達した場合に優遇措置の対象とする。

在留資格「高度専門職」

- ▶ 「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の2種類
- ▶ 「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行った者が対象

優遇措置の内容

高度専門職1号

- ▶ 在留期間「5年」の付与
- ▶ 複合的な在留活動の許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

高度専門職2号

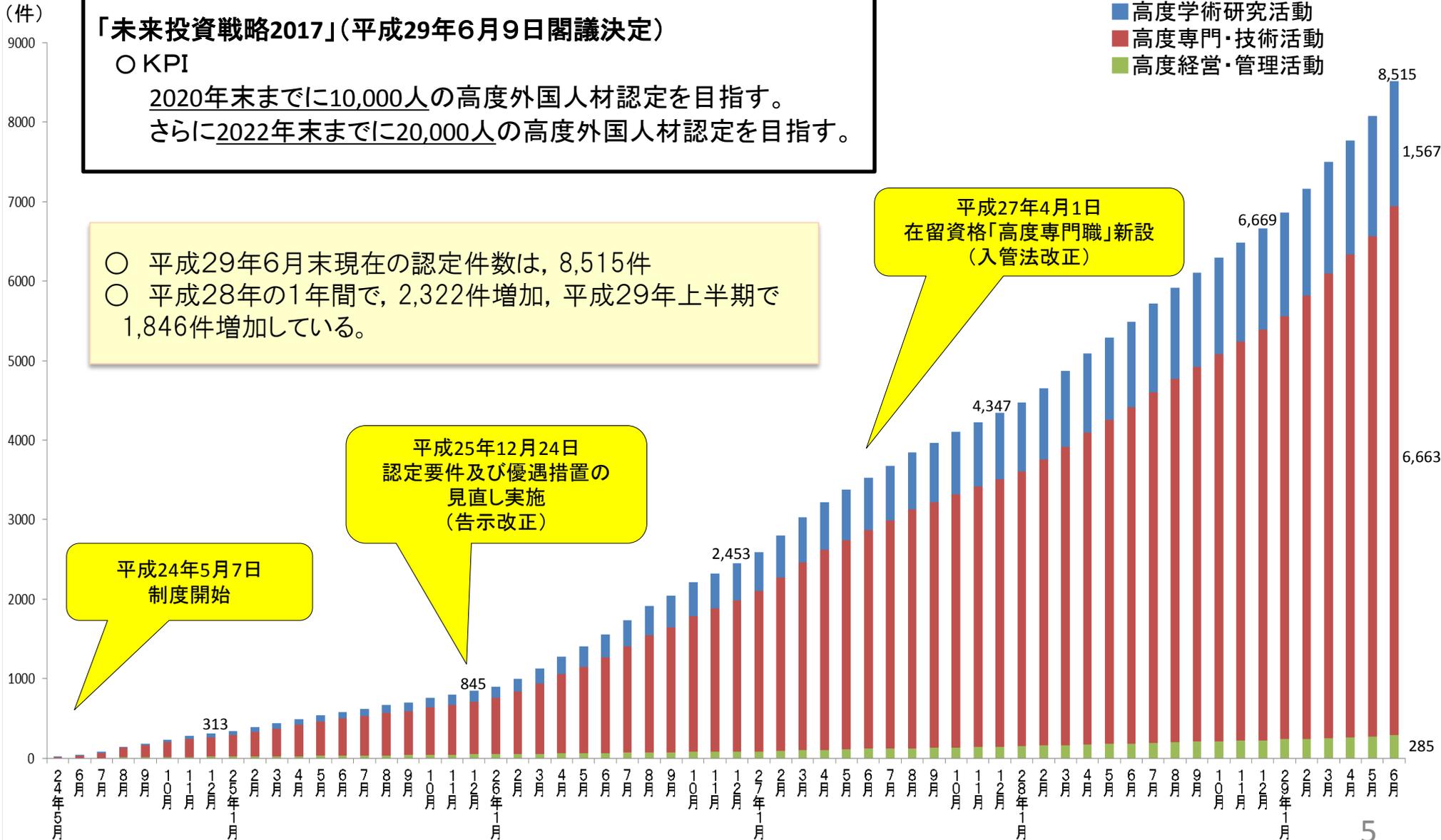
- ▶ 在留期間「無期限」の付与
- ▶ 就労資格のほぼ全ての活動を許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

共通



政府インターネットテレビより

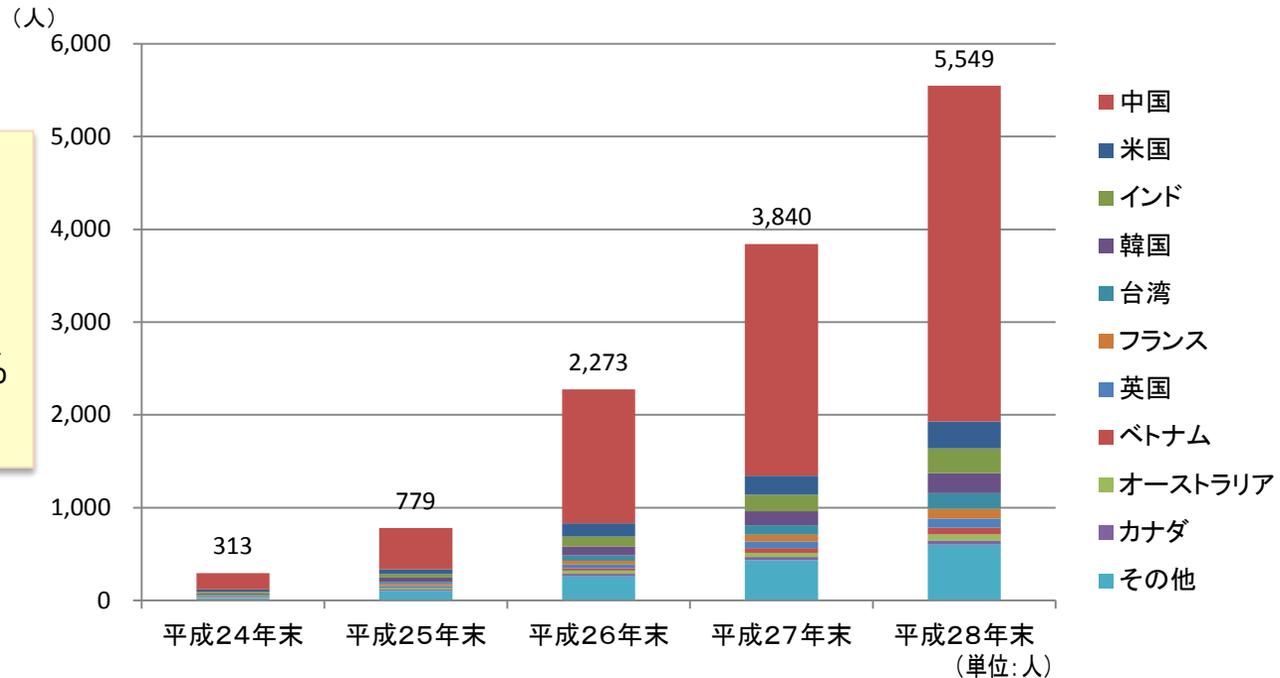
高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移



国籍・地域別高度外国人材の在留者数の推移

○ 平成28年末現在の高度外国人材の在留者数は、5,549人

○ そのうち中国人は、3,621人で、高度外国人材全体の65.3%を占めている。



国籍・地域	平成24年末		平成25年末		平成26年末		平成27年末		平成28年末	
	数	割合								
総数	313		779		2,273		3,840		5,549	
中国	176	56.2%	444	57.0%	1,442	63.4%	2,497	65.0%	3,621	65.3%
米国	24	7.7%	51	6.5%	142	6.2%	204	5.3%	290	5.2%
インド	17	5.4%	38	4.9%	108	4.8%	177	4.6%	266	4.8%
韓国	13	4.2%	47	6.0%	94	4.1%	150	3.9%	217	3.9%
台湾	10	3.2%	21	2.7%	59	2.6%	104	2.7%	165	3.0%
フランス	10	3.2%	25	3.2%	43	1.9%	71	1.8%	106	1.9%
英国	10	3.2%	18	2.3%	40	1.8%	71	1.8%	99	1.8%
ベトナム	2	0.6%	6	0.8%	23	1.0%	52	1.4%	75	1.4%
オーストラリア	6	1.9%	14	1.8%	35	1.5%	46	1.2%	64	1.2%
カナダ	3	1.0%	11	1.4%	26	1.1%	34	0.9%	43	0.8%
その他	24	7.7%	104	13.4%	261	11.5%	434	11.3%	603	10.9%

※ 人数は、「高度専門職」1号、2号及び「特定活動(高度人材)」の在留者数

高度人材ポイント制の見直しに係る経緯

実施日	実施内容
平成24年 5月 7日	<u>高度人材ポイント制の運用開始（在留資格「特定活動」）</u>
平成25年12月24日	<u>高度人材ポイント制の見直し（認定要件及び優遇措置の見直し）</u> <ul style="list-style-type: none">➤ 年収基準の緩和，資格による加算等の評価項目の追加➤ 家事使用人や親の帯同に必要な年収要件の引下げ 等
平成27年 4月 1日	<u>在留資格「高度専門職」の創設に係る入管法一部改正法の施行</u> <ul style="list-style-type: none">➤ 高度外国人材に特化した在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」を創設➤ 「高度専門職2号」は在留期間が無期限
平成29年 4月26日	<u>高度人材ポイント制の見直し（認定要件及び優遇措置の見直し）</u> <ul style="list-style-type: none">➤ 「日本版高度外国人材グリーンカード」の新設➤ 新たな加算措置の追加

日本版高度外国人材グリーンカード

「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設

- 70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可に要する在留期間を5年から3年に短縮する。
- 高度外国人材の中でも特に高度な人材と認められる者（80点以上のポイントで認められた者）については、永住許可に要する在留期間を5年から大幅に短縮し、1年とする。

永住許可に関するガイドライン

原則10年在留に関する特例

- ▶ 高度人材ポイント制のポイント計算を行った場合に **70点以上**を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

高度外国人材

3年以上継続して本邦に在留していること。

その他の在留資格

3年以上継続して本邦に在留している者で、**永住許可申請日から3年前の時点**を基準として高度人材ポイント制のポイント計算を行った場合に**70点以上**の点数を有していたことが認められること。

- ▶ 高度人材ポイント制のポイント計算を行った場合に **80点以上**を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

高度外国人材

1年以上継続して本邦に在留していること。

その他の在留資格

1年以上継続して本邦に在留している者で、**永住許可申請日から1年前の時点**を基準として高度人材ポイント制のポイント計算を行った場合に**80点以上**の点数を有していたことが認められること。

日本版高度外国人材グリーンカード等による許可件数

ポイント制のポイント計算による特例を受けた永住許可件数

(単位:件)

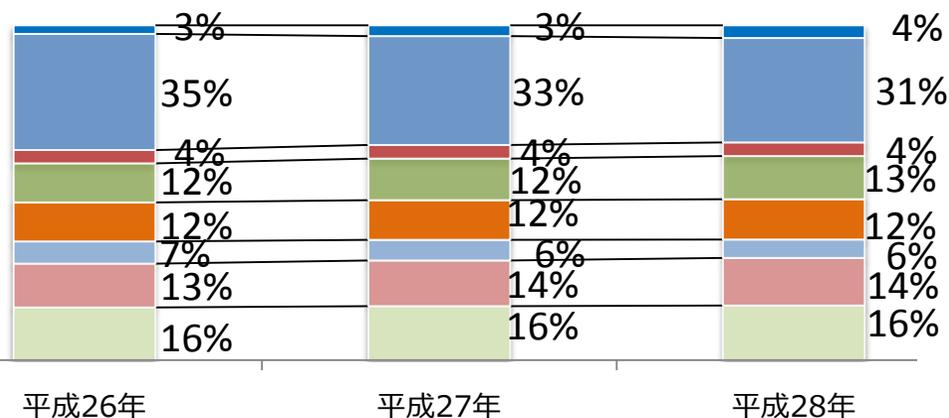
ポイント等 永住許可年月	70点以上		小計	80点以上		小計	合計
	高度外国人材	その他の在留資格		高度外国人材	その他の在留資格		
平成29年 4月	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0
6月	2	0	2	1	1	2	4
7月	2	3	5	10	0	10	15
8月	1	1	2	9	7	16	18
9月	0	1	1	0	4	4	5
合計	5	5	10	20	12	32	42

(2) 在留資格別外国人材の就労状況

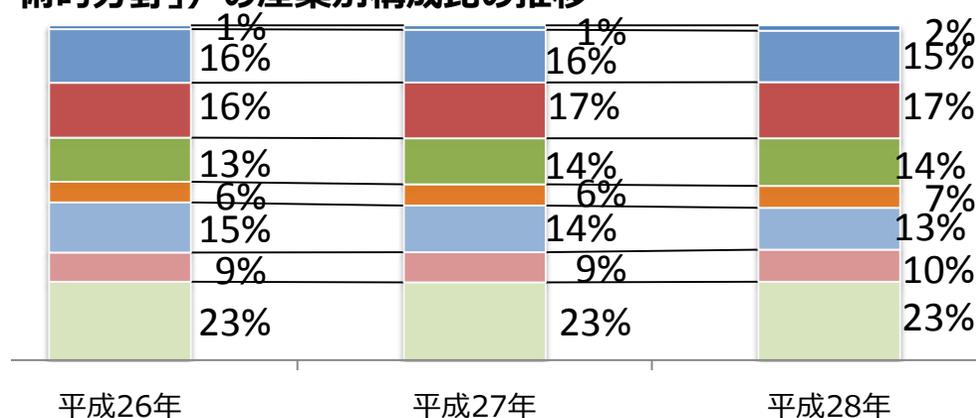
外国人材の就労状況（産業別構成比の推移）

- 全在留資格における外国人材の産業別構成比においては、「製造業」の占める割合が最も大きい。
- 「専門的・技術的分野」における産業別構成比においては、「情報通信業」の占める割合が最も大きい。
- 技術・人文知識・国際業務における産業別構成比においては、「情報通信業」の占める割合が最も大きい。

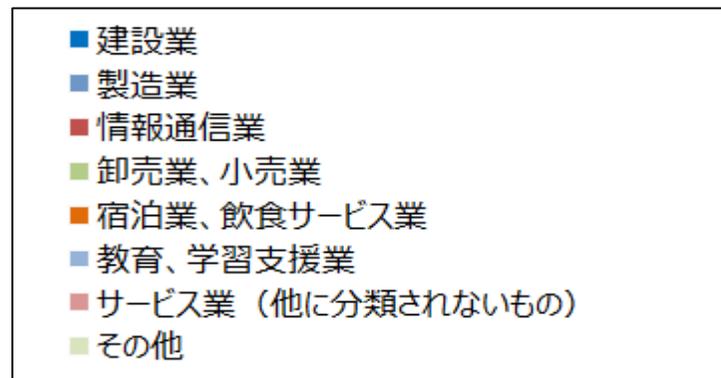
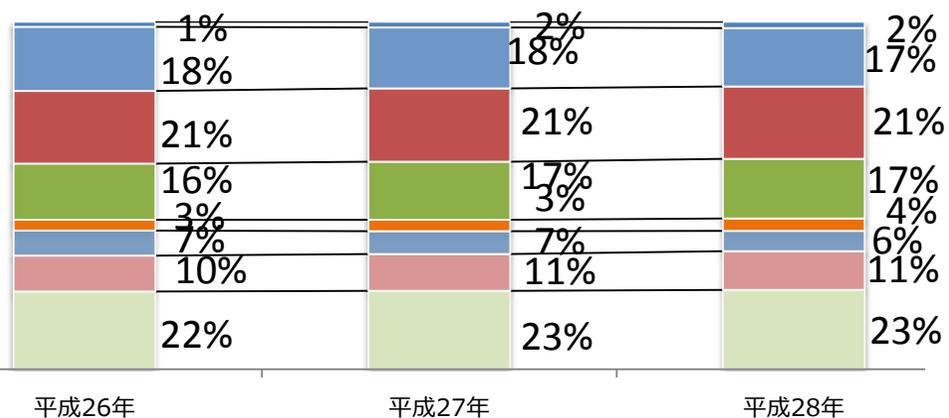
（１）全在留資格の産業別構成比の推移



（２）就労目的で在留が認められる者（いわゆる「専門的・技術的分野」）の産業別構成比の推移



（３）技術・人文知識・国際業務における産業別構成比の推移



(3) 外国人IT人材の受入れ状況、 受入れ促進に向けた取組み

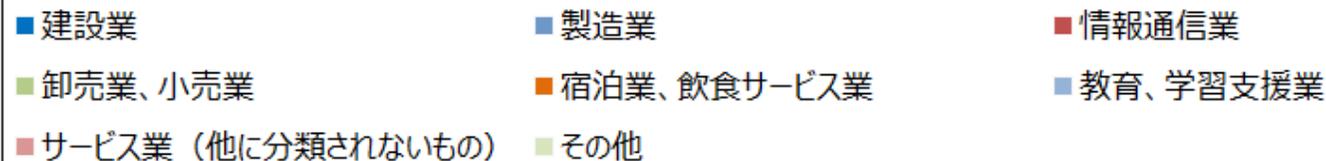
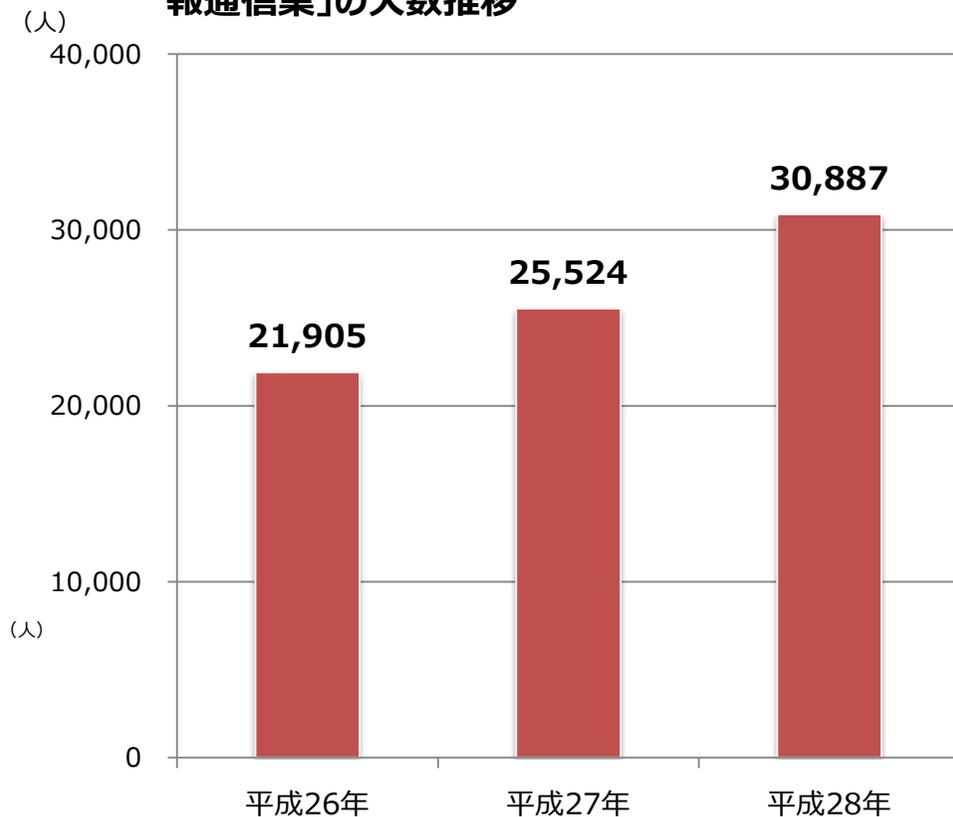
外国人材の情報通信業における就労状況について

- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」における外国人材の産業別構成比において、「情報通信業」の割合が最も大きく、人数も大幅に増加している（過去3年間で約41%増）。

(1) 在留資格「技術・人文知識・国際業務」における産業別構成比の推移



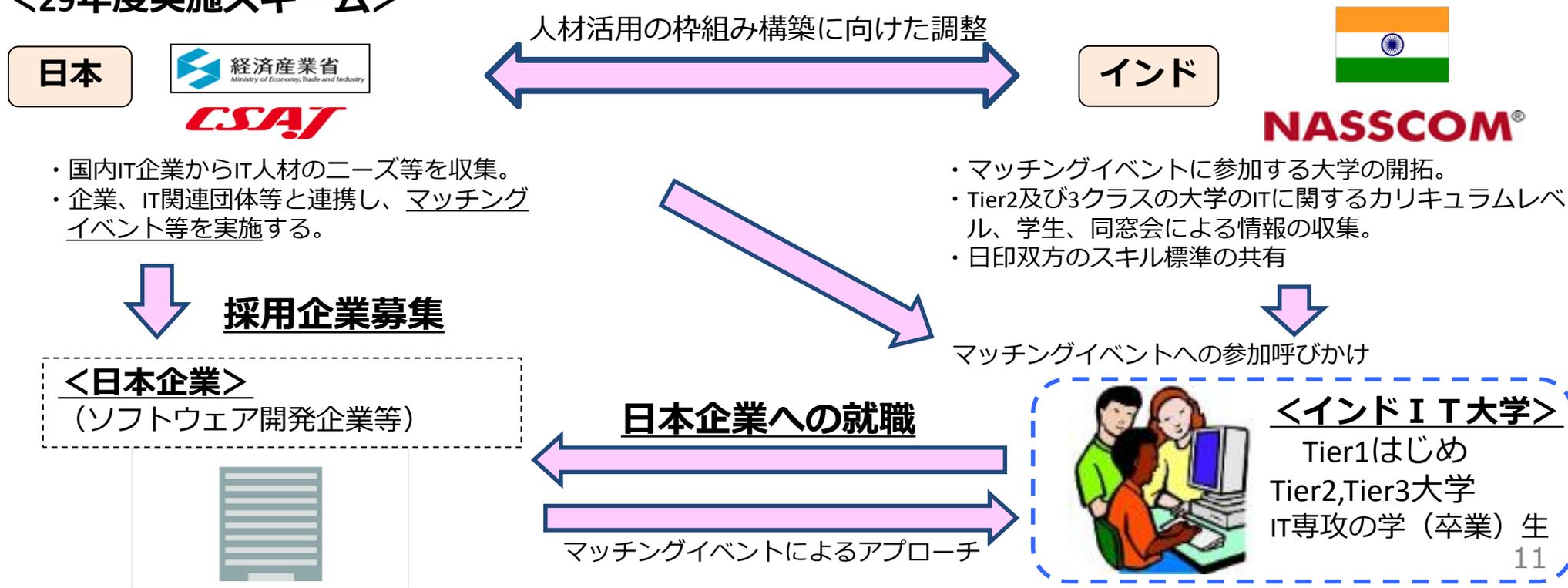
(2) 在留資格「技術・人文知識・国際業務」における「情報通信業」の人数推移



外国人IT人材の獲得に向けた取組みについて

- 優秀な外国人人材の獲得競争が世界的に激化している中、我が国経済の更なる活性化を図り、IT分野において競争力を高めていくためには、海外の優秀なIT人材の我が国への呼び込みは不可欠。
- そのため、インドにおいてITを専攻する学生が日本のIT関連企業に就職できる環境を構築するための事業を実施。平成29年7月にインドにミッション団を派遣。人材獲得に向けた課題の抽出等について、実務レベルの協議を実施。
- 11月に開催した第5回日印JWGにおいて、民間におけるインドIT人材活用の取組みを支援するため、平成30年2月にプネで開催予定のジョブフェアに向けた協力を行うことを両国政府で確認。また、更なる人材交流に向けた課題解決のため、両国政府の担当者レベルでのサブWGを設置することを確認した。

<29年度実施スキーム>



ジョブフェアの実施について

- 日本のIT企業とインドIT系学科を専攻している学生とのマッチングを行うため、ジョブフェアを実施。これにより、インドIT人材の日本企業における就職を支援するとともに、人材獲得のためのノウハウ習得や課題抽出等を行う。
- ジョブフェアにおいて、1,000名規模以上の参加者を確保していく。

◎日程 2018年2月3日、4日（予定）

◎場所 インド マハーラーシュトラ州プネ

◎参加日本企業 IT企業10社程度

◎参加学生 Pune Institute of Computer Technology (PICT) 及び
Bharati Vidyapeeth University College of Engineering (BVU-COE)
の他、周辺の大学を含めて計10大学、延1,000名程度参加（Tier 2 又は Tier 3レベルを想定）

◎内容 採用又はインターンシップの説明会、個別相談
併せて、日本の基本情報の紹介や、日本企業で働くこと、日本で生活することの魅力等も紹介